

## 暮らし・命を守る

### 1. こどもの健康と福祉の確立

- (1) まち・ひと・しごと創生総合戦略の柱である子育て支援に繋がる「保育の量と質の確保」に引き続き取り組みを強化し、保留児童を含む待機児童対策に向けては、保育ニーズへの的確な対応や病児保育の充実を含め万全を期すこと。また、保育士不足を解消するため、保育士の処遇改善など、そのための予算を確保するよう国に対して要請すること。
- (2) 子どもたちの健康保持および子育て支援を図るために、子どもの医療費助成制度の中学校三年生までの拡充を早期実現すること。
- (3) 次世代育成支援対策推進法の有効期限が10年間延長されたことに伴い、実効性のある行動計画の策定を行い、熊本市の特定事業主行動計画策定においても子育てしやすい環境づくりに取り組むこと。
- (4) 熊本市が子どもの人権を守り、子どもが生き生きと育つ環境を保障することを目指し「熊本市子ども権利条例」を制定すること。
- (5) 「あいぱるくまもと/こどもセンター」の児童相談所、一時保護所、教育相談室などの役割と機能の充実に向けて利用状況等を精査し、より一層の連携強化と専門性を高めること。特に被虐待児の増加に伴ない、その対応にあたる職員については、すべて正規職員とすること。
- (6) 「子ども発達支援センター」を熊本型地域療育ネットワーク確立のための司令塔・中核として位置づけ、「教育委員会」「子ども総合相談室」「児童相談所」「各区役所の保健子ども課」などの行政機関や、地域の関係団体等との連携を強化し、その機能が十分発揮できる体制を早急に構築すること。
- (7) 子どもたちのむし歯予防対策として、フッ化物洗口に特化した取り組みではなく、食育や歯周病予防等の総合的な対策に取り組むこと。
- (8) 児童育成クラブにおける各施設の老朽化や狭隘問題、更には高学年受け入れ導入などの課題の実態把握を行い、学童保育環境整備に努めること。また、指導員の資質向上策に取り組むと同時に、現行の直営体制を堅持すること。

## 2. 健康福祉サービス体制の充実

- (1) 住民の保健福祉サービスの更なる充実に向けて、乳幼児の健診体制や相談業務等のあり方を検証し、体制・整備の強化を図ること。
- (2) 精神保健福祉センターの運営に当たっては、県や関係機関等との緊密な連携を図り、その機能の充実化に向けて努力すること。

## 3. 高齢者対策の充実

- (1) 高齢者のための地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みの中核としての「ささえりあ/地域包括支援センター」の各地域での活動内容等の精査を定期的に行い、その機能強化に向けて、地域包括ケア会議の推進など行政としての主体性を発揮し、財政支援を含めた充実策を講じること。
- (2) 高齢者が地域の中でいきいきと暮らし続けることができるように、日常生活圏域内に、高齢者や家族の様々なニーズに対応できるような小規模の施設整備を拡充すること。
- (3) 介護保険法の改正に伴い、介護予防の訪問・通所介護が平成 29 年まで市町村事業である地域支援事業に移行することに伴い、利用者のサービス抑制にならないよう基盤整備を行うとともに事業展開を行うこと。  
また、介護労働者の処遇が改悪とまらないような報酬とするとともに、事業所のチェック体制を整えること。(介護認定業務の迅速化)

## 4. 障がい者の健康・福祉と社会参加

- (1) 県の「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の推進に向けて、その内容や目的について職員への周知を図り、民間団体や市民への啓発と指導を強化すること。
- (2) 地域での自立生活を支えるサービス給付決定等の制度運用にあたっては、利用者のニーズを把握する場合、生活モデルを基本とし、実態調査においては、聞き取りを丁寧に行うこと。  
更に、障害者の地域での自立生活を支える事業者との連携を強化するために、利用者・事業者・行政三者の共通認識と連携を深める取り組みの継続と強化を

図ること。

- (3) 障害者就業施策への取り組みとして、民間への就労につながる障がい者の職場体験であるインターンシップ制度を拡充すること。また、「熊本障害者就業・生活支援センター」との連携を緊密に行い、障がい者の雇用促進に向けて積極的に取り組むこと。

特に、行政として民間のモデルとなる取り組みとしての障がい者雇用の推進に努めること。

- (4) 身体・知的障がい者更生相談所の運営にあっては、障がい者の社会参加を支え促進を図る観点から、地域の保健・医療・福祉関連等の機関との連携を緊密に図ること。

## 5. 生活保護行政の充実化

- (1) 生活保護の業務に従事する職員の適正配置とすべての職員の正規職員化を図りより専門性を高める方策を講じること。
- (2) 生活保護受給世帯への生活自立や家族の学習支援策などのサポート体制を整備・強化し、社会的な自立への取り組みを強化すること。
- (3) 平成 27 年度より施行された生活困窮者支援制度については、相談機能の充実とともに、就労支援や学習支援等のパーソナルサポートを実施するとともに、体制強化を図ること。また、行政が核となり民生委員や自治会、市民団体などと協力して地域における支援のネットワーク作りを行うこと。

## 6. 市民病院の公的役割の充実

- (1) 県が策定する地域医療構想策定に対し、公的病院としての役割や機能、熊本医療圏での立ち位置を明確にし、積極的に発言すること。
- (2) 緩和ケア病棟の新設など地域に必要な医療を提供するため、医師・看護婦などの必要人員の確保を行い、医療供給体制を拡充すること。
- (3) 患者の療育環境の整備に継続して取り組むこと。特に、建替にあたっては専門家や働く病院スタッフや市民など広く意見を聴取し、市民にとって利用しやすい病院づくりに取り組むこと。また、耐震性に問題があるため、計画どおり建替えが進むよう取り組むこと。

## 7. ホームレス対策の強化

ホームレスの野宿生活から市民生活への復帰までの各段階の支援の取り組みを強化すること。特に、長期的に雇用・生活状況が改善されないケース対応については、関係行政機関やホームレスの生活全般の相談を積極的に行っている民間支援団体と深く連携し、支援事業を積極的に行うこと。